

## 第101回 周防大島町農業委員会総会

- 1 開催日時 令和6年3月15日(金) 午前9時30分から9時50分
- 2 開催場所 久賀庁舎 3階 会議室

### 3 出席農業委員 (14人)

- 1番 宮本 平
- 2番 岡崎 裕一
- 3番 大谷 正樹
- 4番 沖村 和哉
- 5番 角井 雅之
- 6番 小柳 貴史
- 7番 袴田 光夫
- 8番 大内 清香
- 9番 岡村 淳史
- 10番 藤元 敬介
- 11番 東谷 邦夫
- 12番 沖 貴美枝
- 13番 田中 豊文
- 14番 廣岡 隆義 (会長)

### 4 欠席農業委員 (0人)

### 5 出席要請農地利用最適化推進委員 (0人)

### 6 欠席農地利用最適化推進委員 (0人)

## 7 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

審査会1 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

報告事項1 公共事業の施工に伴う農地転用通知について

報告事項2 農地現況証明願による現況証明について

その他 諸連絡

## 8 農業委員会事務局職員

事務局長 中村 晴彦

書記 小田 康雄

書記 泉口 洸平

書記 今村 竜太郎

議長 それでは、只今より第 101 回周防大島町農業委員会総会に入らせていただきます。本日の附議事項は、議案 1 件、審査会 1 件、報告事項 2 件その他諸連絡となっております。慎重審議のうえ、決定をいただくようお願い申し上げます。それでは、本日の出席者についてご報告いたします。

在任する農業委員総数は 14 名、本日の出席委員 14 名、欠席委員 0 名、本日出席要請をした農地利用最適化推進委員は 0 名であります。よって、農業委員は過半数の出席ですので、周防大島町農業委員会会議規則第 8 条の規定により、総会は成立をしております。次に、議事録の署名人を指名いたします。本日の議事録署名人は、農業委員 2 番岡崎委員と、3 番大谷委員によろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。日程 1、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請 No. 1 について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、No. 1、申請人、譲受人、周防大島町東安下庄●●●●、譲渡人、神奈川県横浜市●●●●、申請地、大字西方、字長崎、地番●●●●、地目畑、面積 31 m<sup>2</sup>です。契約の内容につきましては、売買による所有権の移転です。経営面積は、現在 511 m<sup>2</sup>、取得後は 542 m<sup>2</sup>です。それでは、農地法第 3 条第 2 項各号の事項について説明します。議案説明資料は、1 ページから 4 ページをご覧ください。本事案については、遠隔地に居住しており、管理耕作ができないため、宅地と共に申請地を売り渡したい譲渡人の要望に対し、譲受人が応えるものであります。まず、第 1 号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第 2 号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第 3 号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第 4 号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第 5 号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第 6 号の地域調和要件ですが、従来通り柑橘を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の 1 番宮本委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

1 番 先日現地の確認とヒヤリングを行ってきました。譲受人はお住まいは東安下庄の方で今回仕事上の拠点として一軒家を購入されるときに付随して畑を買ってほしいということで今回の話になったようです。この畑自体は数字を見てもらってもわかる通り 31 m<sup>2</sup>ですごく小さい畑でハッサクが一本植わって

いるだけです。今現在もハッサクを管理されていないわけではなくて近所の方で譲渡人の同級生の方が毎年収穫されていたようです。今年もその人が収穫したあとでその人とのやり取りも直接されているようですので特にトラブルになるようなことはないと思います。小さな畑で管理も今現在何も問題ないし毎日住むわけではないですけど近所なので問題ないやり取りになると思います。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。角井委員。

5番 一応確認というか耕作証明書のミカンが10アールで1000グラムとなっているんですけどこれはキログラムですか。

事務局 はい、キログラムです。

議長 他に質問がありましたお願いします。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。  
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて日程2、審査会1に移ります。農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、事前に送付しております農用地利用集積計画(案)につきまして、周防大島町長より審査依頼が当委員会にあり、利用権の設定について本日お諮りする次第です。内容をご説明いたします。告示予定日は令和6年4月1日で、新規22筆29,056㎡の利用権設定申出状況となっております。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ただいまの事務局の説明にご質問などはございませんか。

(質問等なし)

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。本件に異議のない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本件については異議のない旨の回答することに決定をいたします。続いて、日程3、報告事項1、公共事業の施工に伴う農地転用通知について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、報告事項1、公共事業の施工に伴う農地転用通知についてご報告いたします。資料は5ページから8ページをご覧ください。No.1 広島県東広島市●●●●他9名、事業主体山口県柳井市、山口県柳井土木建築事務所、申請地大字秋字沢田●●●●、地目田、面積2,018㎡、他13筆で合計面積が18,264㎡です。事業計画は仮置き場です。なお、今回の件に関しましては、東谷委員からのご報告により、届出の提出前に事業を始めていることが発覚した案件でございます。そのため、事業の施工を中断していただくよう指導させていただきました。また、今回の経緯について記した書類を事業者からご提出していただいています。報告は以上です。

議長 ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありませんか。若干補足をさせていただきます。県土木事務所あたりが公共事業を実施するにあたって農地転用が必要になった場合、確実に申請するように指導文書が県農林水産部から土木建築部に行っているのは確かです。それがなかなか徹底ができていなかったのが今回の案件だと思われま。その意味で東谷委員にはご苦勞をおかけしました。東谷さんがご指摘された結果この事案につながっていると思います。他に何かご質問はありませんか。

1番 指摘がなかったら出なかった可能性があるということですか。

議長 そうということになります。気づいていなかったんだと思います。実際に事業実施する前に転用申請という指導文書は出ております。それが担当者につながってなかったか忘れられていたかわかりませんが、そういう意味では東谷委員が現地を確認された結果この案件につながりましたので本当にご苦勞様でした。

1番 地権者とは直接話についてはいたわけですね。勝手にということでは。

議長 もちろんですね。事業実施する前に転用申請を事前にしておけということなんですけども。

5番 この辺りは始末書とかの処理になるのですか。

事務局 顛末書をいただいています。

1 1 番 この現地の確認なんだけれども6ページのグリーンで囲ってあるところ、ここを全体でトンネル工事の出た土を盛り立てていく予定という計画なんですか。端まで。

事務局 そうですね、土を置いていくっていう計画。端っこまで。

5 番 最後持ち出すんでしょう。一時仮置き場で現状復帰と書いてある。

事務局 そうですね。

1 1 番 原状復帰されるんですか。以前もここ盛り土をして左側の方の畑が高くなってきてるんですけども。以前の盛り土は大泊の所の公共事業ごみ処理場の土を運んできたその上に積んでいるんですね。ここ一段高くなっているんです。これをずっと並べていって平地にしてもう一度削るんですか。盛り土にしてたらそのままでしょう。

事務局 土をどんどん搬入して盛り土してその土をまた別の工事で使うっていう話は聞いていますんで。

5 番 返還条件の原形復旧ってことは搬入前の状態には戻すよっていう認識でいいということですよ。搬入前の状態で盛り土されているんなら盛り土部分まで下げるっていう形になるんですかね。

事務局 あくまで現状回復までしていただくというところです。

議長 他にご質問がありましたらお願いします。  
特にご質問などが無いようでしたら皆様のご了承をお願いいたします。  
続いて、日程4、報告事項2、農地現況証明願による現況証明について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、報告事項2、農地現況証明願による現況証明についてご報告いたします。西方にて1件の現況確認を行い、非農地の判断をいたしました。理由は備考欄のとおりとなります。各農業委員さんにご確認いただきましたのでご報告いたします。資料は8ページから10ページをご覧ください。報告は以上です。

議長 ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありませんか。  
特にご質問などが無いようでしたら皆様のご了承をお願いいたします。

最後に諸連絡について、事務局よりお願いいたします。

事務局

活動記録簿の提出についてですが、今月末までに令和5年度分の活動記録簿の整理とご提出をお願いいたします。令和6年度分の活動記録簿についても本日お配りしておりますので4月からご活用ください。

次にタブレットの使用についてのお願いです。昨年より現地確認アプリを利用いただいているところですが、その現地確認アプリのログイン方法が3月14日より変更されました。従来メールアドレスを使用した2段階認証から、固定4桁の数字を使用して認証を行う方式に変更となりました。ログインの際に現地確認アプリをアップデートしていただき、メールアドレス及びパスワードを入力後、お手元にお配りしております固定4桁の数字でログインしていただければと思います。ログイン方法などご不明な点があれば事務局までご連絡ください。なお、未稼働状態が続きますと、アラートが出て今後リモート操作などができなくなりますので積極的なご活用をお願いいたします。

次回総会開催日は4月15日(月)午前9時30分から、次回より推進委員も出席していただこうと思いますので、久賀公民館2階大会議室を予定しております。推進委員の総会招集の詳細についてこの後の協議会で再度ご相談させていただければと思います。議案送付は4月5日(金)までを予定しております。

議長

では、以上をもちまして第101回周防大島町農業委員会総会を閉会いたします。長時間の審議、ご苦勞様でした。

上記は、令和6年3月15日開催の第101回周防大島町農業委員会総会の議事録である。

令和 6年 4月 日

周防大島町農業委員会会長\_\_\_\_\_

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

周防大島町農業委員\_\_\_\_\_

周防大島町農業委員\_\_\_\_\_